

第4章 保存・活用の課題

「旧弘道館」の現況と本質的価値を踏まえ、保存活用の検討課題を以下に整理する。

1. 保存（保存管理）の課題

①将来像の設定

安政4年（1857）の本開館時の姿を将来像の目標として保存管理を進めていくにあたっては、長期的な取組みが必要となるため、段階的な取組みを検討し、将来像も含めた各段階の姿を明らかにしていく必要がある。

②要素の保存管理の検討

本質的価値を構成する諸要素の保存管理については、原状を保存していくための保存管理の方法を検討する必要がある。

本質的価値に密接に関わる諸要素の保存管理については、目標とする将来像に対して異なる姿となっている要素に対する改修等の考え方を検討する必要がある。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の要素）の保存管理については、目標とする将来像との関係に加えて、活用上及び公園利用上の必要性も踏まえて、要素の取扱いを検討する必要がある。

③梅林等の樹木の保存管理の検討

指定地内の植栽のなかでも特に梅林については、植栽された年代は不明であるが、植栽後長期間経過している老木も多いと思われ、枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられる。平成21年度に毎木調査を行っているが、生育状況の調査は実施されていないため、樹勢の状況を把握したうえで、将来像の実現にともなう新たな施設の復元等との関係を踏まえて、後継樹の導入方法等の梅林の更新について検討する必要がある。

④周辺環境の保全のあり方の検討

指定地周辺には藩校時代の範囲を示す堀や土塁等、弘道館に関連する要素が現在も残っている。また、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料も残されており、残された物証や史資料から当時の範囲が推定できる。これらの周辺環境は、「旧弘道館」の本質的な価値の保存活用に影響することから、景観法、都市計画法等の文化財保護法以外の他法令による保全や追加指定等を検討し、保全のあり方を示していく必要がある。

2. 活用の課題

①本質的価値を踏まえた公開方法の検討

弘道館の建学精神を反映した敷地構成や近世日本を代表する広大な敷地範囲は重要であるため、それらの本質的価値を来訪者に体感していただくために、有料開放区域と無料開放区域や周辺の藩校時代の弘道館跡地が一体となるような公開方法を検討する必要がある。

②本質的価値の理解に必要なソフト展開の検討

弘道館の独特な建学精神や教育方針、教育体制等の本質的価値を来訪者に理解していただくために、展示やリーフレットの配布、イベントの開催等のソフト展開のあり方を検討する必要がある。

③周辺と連携した活用のあり方の検討

歴史まちづくりを進める水戸市の取組みや日本遺産としての広域的な連携について、情報提供やイベント開催等の連携した活用方法を検討していく必要がある。

連携にあたっては、弘道館公園の駐車場スペースが限られているため、周辺も含めた駐車場確保や交通システムのあり方も検討する必要がある。

④海外からの来訪者への対応の検討

日本遺産の認定、東京オリンピック・パラリンピックの開催等も踏まえ、今後の増加が見込まれる海外からの来訪者への対応を他の関連施設における取組みとの連携も含めて検討する必要がある。

3. 整備の課題

(1) 保存（保存管理）に必要な整備課題

①発掘調査による遺構分布状況、地盤状況の把握

これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていない（指定地内では平成 19 年度の水戸市教育委員会の調査のみ）。明治以降の施設整備により地下遺構に影響が及んでいる可能性もあるが、近年指定地内では地盤の陥没や漏水等の問題が頻発している。そのため、地下遺構の把握や、陥没や漏水対策に向けた地下の状況把握等の調査を実施する必要がある。

②公園施設の修復・更新の検討

公園施設については、平成 22 年度に「弘道館公園施設長寿命化計画」が策定されており、その中で、各施設について機能性・外観劣化・構造劣化の観点から調査を行い、健全度を評価している。評価結果で「部分的な修繕・改築が必要」又は「緊急な修繕・改築が必要」と判断された施設が 59 施設あり、全体(231 施設)の 1/4 を占めている(一部は東日本大震災の復旧で整備済)。また、長寿命化計画では修繕・改築・更新の年次計画も検討されているため、それらを踏まえ、施設の整備内容を検討する必要がある。

③建造物の修復・更新の方向性の検討

建造物については、東日本大震災の復旧整備で平成 26 年(2014)3月に復旧している。今後必要となる具体的な整備内容については、別途「重要文化財建造物保存活用計画」で検討することとなるが、復旧整備の際には不同沈下対策を実施していないことや保存管理方法や活用方法の検討を踏まえて、建造物の整備の方向性を本保存活用計画の中で検討する必要がある。

④防災・防犯対策の検討

弘道館公園の有料開放区域は、入場時間に制限がかけられており、建造物を中心に一定の防災・防犯対策がなされている。しかし、周辺の無料開放区域は常時開放されており、人の往来は自由であるため、有料開放区域への侵入や無料開放区域内の本質的価値を構成する諸要素に対する防災・防犯対策の充実を図っていく必要がある。

⑤所蔵資料等の適切な管理方法の検討

弘道館所蔵資料(資料総数 294 件、総点数 582 点)については、一部を展示スペースで公開しているが、大半は事務所の保管室に収蔵している。しかし、収蔵スペースが限られているため、

現在は、番所や館内の一部を倉庫として使用している状況である。所蔵資料は、「旧弘道館」の本質的価値を後世に伝える重要な資料であり、適切な管理や公開等に向けた調査・検討が平成18年度・19年度に実施されている。本計画では、これらの過去の調査・検討結果を踏まえて、今後の所蔵資料の取扱いの方向性について検討を行う必要がある。

(2) 活用に必要な整備課題

⑥本質的価値の理解に必要な案内・解説のための整備の検討

本質的価値を来訪者に理解していただくために、適切な誘導を行うための案内板や、弘道館の建学精神や教育方針、教育体制等を解説するために必要な解説板、展示スペース、ガイダンス施設等の整備及び段階的な事業計画を検討する必要がある。

⑦来訪者に対する便益施設の検討

文化財の適切な保存管理を図りつつ、より多くの来訪者に安全に安心して利用していただくために、講座やイベントを開催するスペースを検討する必要がある。

また、来訪者に快適に利用していただくために、空調管理や、休憩スペースの確保、飲食物販売等への便益施設の充実を図っていく必要がある。

⑧バリアフリー対策の検討

現在、車いす利用者に対しては、人的に対応している状況であるが、より多くの人々に本質的価値を理解し、体感していただくために、本質的価値の保存に配慮しつつ、バリアフリー対策等のユニバーサルデザインの導入を検討する必要がある。

4. 運営・体制の課題

①文化財としての保存活用体制（事務所体制）の検討

現在、「旧弘道館」は、都市公園「弘道館公園」として水戸土木事務所（土木部都市局公園街路課）が弘道館事務所（事務所員2名、嘱託学芸員2名）を設置して管理を行っているが、文化財部局の参画等、文化財としての保存活用に必要な管理体制を検討する必要がある。

②国、県、神社等の所有者間の保存管理の連携体制の検討

指定地は、国有地（文部科学省所管）、鹿島神社所有地から成り、施設についても国、茨城県、鹿島神社等、複数の所有者から成る。そのため、適切な保存活用に向けた土地、施設所有者間の連携体制を検討する必要がある。

③県、市、関連自治体等の活用面の連携の検討

「旧弘道館」は、文化財としての歴史資源だけでなく、地域住民のための地域資源、茨城県や水戸市の観光振興に向けた重要な観光資源として位置付けられている。また、茨城県内又は水戸市内には借楽園をはじめとする関連資源も多く、さらには日本遺産等で関連するものは全国に広がる。そのため、「旧弘道館」の価値の普及啓発、認知向上を目指して、県と水戸市や他の関連する自治体、大学等の教育機関や研究機関等との活用面での連携方法や体制を検討する必要がある。